

# 「中間まとめ」の概要

## 市民参画・協働のための条例づくりに向けて

(仮称)市民参画条例策定委員会が策定した「中間まとめ」の概要を、次の5つの視点から紹介します。

## 2 市民と市や、市民どうしの協働の仕組み

市民と市がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完しながら共に活動していかなければならないと考えています。そのために、市内で活動している各団体が協力して取り組んでいく仕組みや、市民と市が協力し合いながら課題を解決していく仕組みについて検討しています。

## 3 コミュニティ活動を推進する仕組み

市民の皆さんが、身近な地域コミュニティに参画することも必要であると考えています。市民の皆さんが多数、地域コミュニティにかかわること、地域が活性化され、地域の皆さんお互いのつながりが強くなると考えています。そのためにはどのような仕組みが良いかを検討しています。

## 4 市民の「参画と協働」を支える基盤づくり

市民の「参画と協働」やコミュニティ活動を推進していくためには、これらを支える基盤が大切です。人材育成や地域コミュニティを活性化するための支援制度などの基盤づくりについて検討しています。

## 5 モニタリング

条例を有効なものにし、時代の動きに的確に対応させるためには、条例の運用を評価・監視するためのモニタリングの仕組みが必要です。そのために、市民や学識経験者を中心とした評価機関の設置を検討しています。また、その他にも市民参画・協働を推進していくための計画を策定することや市民が参画できる事案を事前に公表する必要性も検討しています。

## 「中間まとめ」を詳しく見るには

同策定委員会が作成した「中間まとめ」の詳細は、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、情報公開課(市役所本庁舎7階)に配置している「市民参画・協働のための条例づくり」に向けて「中間まとめ」をご覧ください。

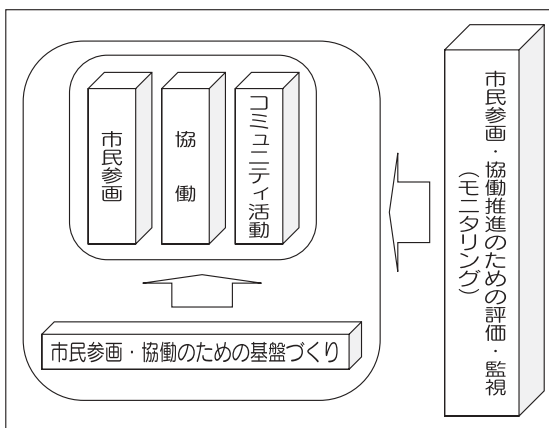
## ◆6月市議会終わる

6月定例市議会は、議案19件を可決するなどして、7月6日に閉会しました。このなかで、西宮市監査委員、西宮市固定資産評価審査委員会委員などを選任する人事案件を可決しました。一般質問の内容など詳細は8月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。問合せは議事事務局(0798・35・3377)へ。なお、9月定例市議会は、9月5日から10月1日までの日程で開かれる予定です(事情により変更する場合があります)。

## 1 市民参画の仕組み

同策定委員会は、市民が市の政策等の立案、実施、評価に参画する手続きについて検討しています。市はこれまでも、各種計画の策定時に、市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施や審議会への公募委員の導入などにより、市民の意見を市政に反映させてきました。しかし、市民の意見を十分に反映するためには、市民が市の政策等の意思形成過程でできるだけ早い段階から参画する必要があります。そのため仕組みについて検討しています。さらに、市民から市に対して政策等を提案できるような仕組みについても検討しています。

策定委員会が策定した「中間まとめ」のイメージ図



策定委員会で議論が続けられています

# 来年3月で指定期間が満了する施設について 指定管理者を募集します

市は、平成17年4月以降、施設の管理・運営に指定管理者制度を導入しています。来年3月

末で指定期間が満了する次の施設の指定管理者を募集します。管理・運営を行うのは20年4月1日から5年間です。詳しくは市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「アウトライン西宮」の中の「指定管理者制度」にも掲載します。

- ・ 満池谷火葬場
- ・ 甲山墓園

【募集要項配布期間】7月25日～8月8日  
【申込受付期間】8月1日～9月7日

- ・ 老人福祉センター
- ・ 母子福祉センター
- ・ 老人福祉センター(市内2カ所)
- ・ 母子福祉センターの管理運営を行う指定管理者(法人または団体)を募集します。

【募集要項配布期間】7月25日～8月14日  
【募集要項配布期間】7月25日～8月14日

- ・ 市営住宅等

【申込受付期間】8月1日～14日

【募集要項の配布】窓口での配布は行いません。7月30日～8月10日に市のホームページに掲載します(掲載場所等は前記のとおり)ので、ホームページからダウンロードしてください

【申込】9月3日～7日に住宅管理グループ(市役所南館1階)0798・35・3029へ

# 児童の受入れ困難な 学区の指定を見直し

## マンション等の住宅開発抑制を指導

市は、平成17年4月から、児童数増加による学校の教室不足を防ぐため、「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」を施行し、児童の受入れが困難な学区等を指定し、地

区内でのマンション等の住宅開発抑制を指導しています。このたび、19年度上半期の指定地区の見直しを行った結果、10月からの指定地区は次のとおりになりました。同要綱の内容など詳しくは教育委員会計画管理グループ(0798・35・3828)へ問合せを。※同要綱は市のホームページ(アドレスはページ下参照)に掲載しています

《見直し後の指定地区》

- ① 受入困難地区：大社小学校区
- ② 準受入困難地区：浜脇・高木・用海・甲子園浜小学校区
- ③ 予測地区：甲東・瓦林・鳴尾・北・香櫨園・甲陽園・上ヶ原・南甲子園・広田・段上西小学校区

広告

## 経済産業省 主唱 8月は電気使用安全月間です



あなたのお家は  
だいじょうぶ?  
日頃から電気安全を  
心がけましょう

## 財団法人関西電気保安協会

ホームページ <http://www.ksdh.or.jp>

神戸支部/〒657-0057 神戸市灘区神ノ木通2-4-8 TEL(078)-882-3471 FAX(078)-882-3599

電気の安全について、なんなりとご相談ください。